

平成17年6月30日

## 海外の私的録音録画補償金制度

補償金制度の普及について、ヨーロッパ、北米先進国を中心に補償金制度が存在する国は22カ国

社団法人日本音楽著作権協会等 関係権利者7団体  
デジタル私的録画問題に関する権利者会議

- 調査結果のポイント(1) 前々回資料「諸外国の動向」に加え、各国とも新規製品を補償金支払いの対象として順次積極的に取り入れている。  
 (2) 私的録音録画補償金制度を廃止しても差し支えないような確実な技術的保護手段はどの国においてもまだ普及しているとはいえない。  
 (3) 技術的保護手段の普及には消費者の理解も不可欠であるが、消費者は技術的保護手段の導入を必ずしも歓迎していない。

国名	録音	録画	機器	媒体	新規製品の指定方法等	技術的保護手段について	備 考
ドイツ					著作権法付属書を改正する。 文藝権利者団体であるVG Wortに対するミュンヘン地裁のパソコンへの補償金課金を認めた判決を受けて、パソコン製造者に対しHDD内蔵型録音録画機器用の法定料率である額と同額の補償金支払いを求め協議している。	現在のところ技術的保護手段は普及段階にはない。	
フランス					根幹となる原則を変えなければならない場合は法律改正により、また、補償金の率については法定の特別管理委員会による投票により、それぞれ修正しなければならない。 2005年下期には、着脱式hybrid memories、USB keys、外付けHDIについて委員会にて協議予定。	現在のところ技術的保護手段は普及段階にはない。	
オーストリア					徴収団体と商工会議所との間で協議。合意に至らない場合は特別仲裁委員会に申し立て、決定を求める。	現在のところ技術的保護手段は普及段階にはない。	家庭用パソコンのハードディスクへの補償金課金に関して係争中。一審は権利者側、二審は製造者側が勝訴。2006年はじめには最高裁決定が出る予定。
チェコ					法律上の定めはなく、徴収団体とユーザーとの協議による。	現在のところ技術的保護手段は普及段階にはない。	
ポーランド					対象機器、媒体、料率共文化省の規定による。	現在のところ技術的保護手段は普及段階にはない。	
オランダ					対象機器や課金額は法務大臣が指名する特別組織（民間団体）によって定められる。理事会では権利者、産業界の利益が同等に反映されることになっている。 現在ハードディスク内蔵型録音機等（電話機を含む）について対象とするよう審議中。	DRMは広く利用されていないため、補償金制度や補償金額の決定の際に考慮に入れるのは時期尚早と考えている。	
ベルギー					対象製品は国王が委員会の示唆を踏まえて定める。現在パソコン、ハードディスク内蔵型録音機等を対象とするよう要請している。	現在のところ技術的保護手段は普及段階にはない。	
デンマーク					立法過程と併行してブランク媒体の輸入業者と協議が行われる。改定は議会の可決が必要。現在DVD-R及びハードディスク内蔵型録音機等についての改定作業が進行中。	現在のところ技術的保護手段は普及段階にはない。	
スイス					新しい料率表を定める。製造者との協議を経た後、同意の有無に係わらず連邦仲裁委員会の承認を得るために提出される。決定内容は連邦裁判所（スイスの最高裁）に上訴することができる。 現在新しい料率が協議を経て連邦仲裁委員会に申請されている。この料率表は録音、録画機器に内蔵されているHD及びメモリに適用される。	現在のところ技術的保護手段は普及段階にはない。	
アメリカ					当事者間の協議により、法律上の定義に合致すれば支払いが行われるし、争いがあれば裁判となる。	著作権法の定義上「デジタル録音装置」に該当する装置を製造、輸入する者は、当該装置を技術的保護手段（SCMS）に適合させることが義務づけられているが、これを超えるような技術的保護手段の強化による情報へのアクセスの制限に対するユーザー団体の反発が非常に強い。過度な技術的保護手段を制限する条約案を作成するなどして政府に働きかけている団体もある。 一方、アメリカの製造者は法律で技術的保護手段を義務づけられたり、ある特定の会社の技術を統一的に採用するよう強制されることを嫌っている。	ハードディスク内蔵型録音機等については、1999年のDiamond Multimedia社の訴訟で、アメリカの著作権法定義上、パソコンに一旦録音された録音物から録音を行う機器は「デジタル録音装置」には当たらない、という判決が確定しているため、補償金支払いの対象となっていない。 また、1986年のソニーベータマックス訴訟で、家庭内の「タイムシフトリング」録画はフェアユースであるとの判決が確定しているため、録画補償金制度は設けられていない（ライブラリー化についてはこの訴訟では評価されていない）。
カナダ					徴収団体が全ての関係権利者を代表して著作権委員会に対し申し立てを行う。そこで策定された暫定案をもとに権利者と異議のある者と共に弁明の機会が与えられる公開ヒアリングを経て、委員会が決定する。	現在のところ技術的保護手段は普及段階にはない。	一旦補償金徴収を開始したハードディスク内蔵型録音機等は、カナダの法律に定める「音楽用記録媒体」であるかどうかについて法廷で審議されることとなった。このため、審議の決定が出るまでの間の課金は一旦中断されている。

(第3回法制問題小委員会開催後各国補償金管理団体へ最新の情報を問い合わせ、回答を得た国の回答内容から作成)

スイスでは、ハードディスク内蔵型録音機等及びHDD内蔵型録画機器は、機器として既に補償金支払いの対象となっている。